

## 議案第 16 号

### 清水町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、上記条例の制定について議会の議決を求める。

平成 30 年 3 月 6 日提出

清水町長 阿 部 一 男

### 清水町介護保険条例の一部を改正する条例

清水町介護保険条例（平成 12 年清水町条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 27 年度」を「平成 30 年度」に、「平成 29 年度」を「平成 32 年度」に改め、同条第 1 号中「27,540 円」を「33,600 円」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「45,900 円」を「50,400 円」に改め、同条第 4 号中「55,080 円」を「60,480 円」に改め、同条第 5 号中「61,200 円」を「67,200 円」に改め、同条第 6 号中「73,440 円」を「80,640 円」に改め、同条第 7 号中「79,560 円」を「87,360 円」に改め、同条第 8 号中「91,800 円」を「100,800 円」に改め、同条第 9 号中「104,040 円」を「114,240 円」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 前項第 1 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課

に係る平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、30,240円とする。

第3条第2項中「よりがたい」を「より難しい」に、「法」を「介護保険法（平成9年法律123号。以下「法」という）」に改め、同条第3項中「すべて」を「全て」に改める。

第4条第3項中「及びハ」を「若しくは二」に、「又は第5号ロ」を「、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ又は第8号ロ」に、「第5号まで」を「第8号まで」に改める。

第6条中「(第3条第2項の規定による同条第1項に規定する納期によりがたい場合は、別に定められた納期限とする。)」を削り、同条ただし書中「第143条の規定により」を「第143条において」に改め、「地方税法」の次に「(昭和25年法律第226号)」を加え、「第8条」を「第8条第1項」に、「納付を猶予する」を「徴収猶予をする」に改める。

第7条第1項中「場合において、」の次に「督促に係る」を加え、同条第3項を削る。

第8条第1項中「給付すべき」を「納付すべき」に、「納付義務者」を「保険料の納付義務者（法第135条第5項に規定する特別徴収対象被保険者を含む。）」に、「6カ月」を「6月」に、「徴収猶予する」を「その徴収を猶予する」に改め、同項第4号中「これに」を「これらに」に改め、同条第2項中「前項の申請をする者」を「前項の規定により保険料の徴収猶予を受けようとする者」に、「証明すべき」を「証明する」に改める。

第9条第1項第4号中「これに」を「これらに」に改め、同条第2項中「受けようとする理由」を「必要とする理由」に改める。

第10条中「並びに」を「、」に、「課税者」を「課税」に改める。

第12条中「10万円」を「、10万円」に改める。

第13条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

第14条中「この法律」を「法」に改め、「(当該5倍に相当する金額が5万円を越えないときは、5万円とする。)」を削る。

第15条第1項中「前4条」を「第11条から前条まで」に改め、同

条第2項中「前4条」を「第11条から前条まで」に、「発布」を「発付」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の清水町介護保険条例第2条の規定は、平成30年度以降の年度分の保険料から適用し、平成29年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。